

豊明市税条例（昭和47年豊明市条例第44号）新旧対照表

現行	改正後（案）
<p>○豊明市税条例</p> <p style="text-align: right;">昭和47年8月1日 条例第44号</p> <p>第54条 法第348条第2項第9号、第9号の2若しくは第12号の固定資産又は同項第16号の固定資産（独立行政法人労働者健康安全機構が設置する医療関係者の養成所において直接教育の用に供するものに限る。）について同項本文の規定の適用を受けようとする者は、土地については第1号及び第2号に、家屋については、第3号及び第4号に、償却資産については第4号及び第5号に掲げる事項を記載した申告書を、当該土地、家屋又は償却資産が学校法人若しくは私立学校法（昭和24年法律第270号）<u>第64条第4項</u>の法人、公益社団法人若しくは公益財団法人、宗教法人若しくは社会福祉法人で幼稚園を設置するもの、医療法（昭和23年法律第205号）第31条の公的医療機関の開設者、令第49条の10第1項に規定する医療法人、公益社団法人若しくは公益財団法人、一般社団法人（非営利型法人（法人税法第2条第9号の2に規定する非営利型法人をいう。以下この条において同じ。）に該当するものに限る。）若しくは一般財団法人（非営利型法人に該当するものに限る。）、社会福祉法人、独立行政法人労働者健康安全機構、健康保険組合若しくは健康保険組合連合会若しくは国家公務員共済組合若しくは国家公務員共済組合連合会で看護</p>	<p>○豊明市税条例</p> <p style="text-align: right;">昭和47年8月1日 条例第44号</p> <p>第54条 法第348条第2項第9号、第9号の2若しくは第12号の固定資産又は同項第16号の固定資産（独立行政法人労働者健康安全機構が設置する医療関係者の養成所において直接教育の用に供するものに限る。）について同項本文の規定の適用を受けようとする者は、土地については第1号及び第2号に、家屋については、第3号及び第4号に、償却資産については第4号及び第5号に掲げる事項を記載した申告書を、当該土地、家屋又は償却資産が学校法人若しくは私立学校法（昭和24年法律第270号）<u>第152条第5項</u>の法人、公益社団法人若しくは公益財団法人、宗教法人若しくは社会福祉法人で幼稚園を設置するもの、医療法（昭和23年法律第205号）第31条の公的医療機関の開設者、令第49条の10第1項に規定する医療法人、公益社団法人若しくは公益財団法人、一般社団法人（非営利型法人（法人税法第2条第9号の2に規定する非営利型法人をいう。以下この条において同じ。）に該当するものに限る。）若しくは一般財団法人（非営利型法人に該当するものに限る。）、社会福祉法人、独立行政法人労働者健康安全機構、健康保険組合若しくは健康保険組合連合会若しくは国家公務員共済組合若しくは国家公務員共済組合連合会で看護</p>

師、准看護師、歯科衛生士、歯科技工士、助産師、臨床検査技師、理学療法士若しくは作業療法士の養成所を設置するもの、公益社団法人若しくは公益財団法人で図書館を設置するもの、公益社団法人若しくは公益財団法人若しくは宗教法人で博物館法（昭和26年法律第285号）第2条第1項の博物館を設置するもの又は公益社団法人若しくは公益財団法人で学術の研究を目的とするもの（以下この条において「学校法人等」という。）の所有に属しないものである場合においては当該土地、家屋又は償却資産を当該学校法人等に無料で使用させていることを証明する書面を添付して、市長に提出しなければならない。

(1)～(5) (略)

附 則

(法附則第15条第2項第1号等の条例で定める割合)

第10条の2 (略)

1～6 (略)

7～14 (略)

15～18 (略)

師、准看護師、歯科衛生士、歯科技工士、助産師、臨床検査技師、理学療法士若しくは作業療法士の養成所を設置するもの、公益社団法人若しくは公益財団法人で図書館を設置するもの、公益社団法人若しくは公益財団法人若しくは宗教法人で博物館法（昭和26年法律第285号）第2条第1項の博物館を設置するもの又は公益社団法人若しくは公益財団法人で学術の研究を目的とするもの（以下この条において「学校法人等」という。）の所有に属しないものである場合においては当該土地、家屋又は償却資産を当該学校法人等に無料で使用させていることを証明する書面を添付して、市長に提出しなければならない。

(1)～(5) (略)

附 則

(法附則第15条第2項第1号等の条例で定める割合)

第10条の2 (略)

1～6 (略)

7 法附則第15条第25項第2号に規定する設備について同号に規定する市の条例で定める割合は、7分の6とする。

8～15 (略)

16 法附則第15条第38項に規定する市の条例で定める割合は、2分の1とする。

17～20 (略)

豊明市都市計画税条例（昭和 4 7 年豊明市条例第 4 5 号）新旧対照表

現行	改正後（案）
<p>附 則</p> <p>2 略</p> <p><u>3</u>～<u>18</u> 略</p>	<p>附 則</p> <p>2 略</p> <p><u>（法附則第 1 5 条第 3 8 項の条例で定める割合）</u></p> <p><u>3 法附則第 1 5 条第 3 8 項に規定する市の条例で定める割合は、2 分の 1 とする。</u></p> <p><u>4</u>～<u>19</u> 略</p>

豊明市手数料徴収条例（平成 1 2 年豊明市条例第 6 号）新旧対照表

現行	改正後（案）
別表第 3（第 2 条関係） 【別記1 参照】	別表第 3（第 2 条関係） 【別記1 参照】

【別記1】

現行

事務の種類	区分	手数料
介護保険法（平成9年法律第123号）第78条の2第1項の規定に基づく指定地域密着型サービス事業者の指定の申請（事業所の所在地が市外の場合を除く。）	指定申請	30,000円
介護保険法第78条の12において準用する同法第70条の2第1項の規定に基づく指定地域密着型サービス事業者の指定の更新の申請（事業所の所在地が市外の場合を除く。）	指定更新申請	10,000円
介護保険法第79条第1項の規定に基づく指定居宅介護支援事業者の指定の申請	指定申請	30,000円
介護保険法第79条の2第1項の規定に基づく指定居宅介護支援事業者の指定の更新の申請	指定更新申請	10,000円
介護保険法第115条の12第1項の規定に基づく指定地域密着型介護予防サービス事業者の指定の申請（同一の事業所において一体的に同種の指定地域密着型サービス事業者の指定が同時に行われた場合及び事業所の所在地が市外の場合を除く。）	指定申請	30,000円
介護保険法第115条の21において準用する同法第70条の2第1項の規定に基づく指定地域密着型介護予防サービス事業者の指定の更新の申請（同	指定更新申請	10,000円

一の事業所において一体的に同種の指定地域密着型サービス事業者の指定の更新の申請が同時に行われた場合及び事業所の所在地が市外の場合を除く。)		
---	--	--

改正後（案）

事務の種類	区分	手数料
介護保険法（平成9年法律第123号）第78条の2第1項の規定に基づく指定地域密着型サービス事業者の指定の申請（事業所の所在地が市外の場合を除く。）	指定申請	30,000円
介護保険法第78条の12において準用する同法第70条の2第1項の規定に基づく指定地域密着型サービス事業者の指定の更新の申請（事業所の所在地が市外の場合を除く。）	指定更新申請	10,000円
介護保険法第79条第1項の規定に基づく指定居宅介護支援事業者の指定の申請	指定申請	30,000円
介護保険法第79条の2第1項の規定に基づく指定居宅介護支援事業者の指定の更新の申請	指定更新申請	10,000円
介護保険法第115条の12第1項の規定に基づく指定地域密着型介護予防サービス事業者の指定の申請（同一の事業所において一体的に同種の指定地域密着型サービス事業者の指定が同時に行われた場合及び事業所の所在地が市外の場合を除く。）	指定申請	30,000円
介護保険法第115条の21において準用する同法第70条の2第1項の規定に基づく指定地域密着型介護予防サービス事業者の指定の更新の申請（同	指定更新申請	10,000円

一の事業所において一体的に同種の指定地域密着型サービス事業者の指定の更新の申請が同時に行われた場合及び事業所の所在地が市外の場合を除く。)		
介護保険法第115条の2第1項の規定に基づく指定介護予防支援事業者の指定の申請（同一の事業所において指定居宅介護支援事業者の指定が同時に行われた場合を除く。）	指定申請	30,000円
介護保険法第115条の31において準用する同法第70条の2第1項の規定に基づく指定介護予防支援事業者の指定の更新の申請（同一の事業所において指定居宅介護支援事業者の指定の更新の申請が同時に行われた場合を除く。）	指定更新申請	10,000円

愛知県後期高齢者医療広域連合規約（平成 1 9 年 3 月 2 0 日愛知県知事許可）新旧対照表

現行	改正後（案）
別表第 1（第 4 条関係）	別表第 1（第 4 条関係）
1 （略）	1 （略）
2 被保険者証及び資格証明書の引渡し	2 資格確認書等 の引渡し
3 被保険者証及び資格証明書の返還の受付	3 資格確認書等 の返還の受付
4 （略）	4 （略）
5 （略）	5 （略）
6 （略）	6 （略）